

利根町告示第74号

令和3年第4回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月22日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 令和3年12月2日

2. 招集の場所 利根町議会議場

令和3年第4回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	12. 2	木	本 会 議	開会 提出議案説明 議案第66号～議案第79号 委員会提出議案第3号	午前10時
2	12. 3	金	休 会	議案調査	
3	12. 4	土	休 会	議案調査	
4	12. 5	日	休 会	議案調査	
5	12. 6	月	本 会 議	一般質問（4人）	午前10時
6	12. 7	火	本 会 議	一般質問（4人）	午前10時
7	12. 8	水	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
8	12. 9	木	休 会	議案調査	
9	12. 10	金	本 会 議	質疑・討論・採決 議案第66号～議案第79号 委員提出議案第3号 追加議案（説明・質疑・討論・採決） 議案第80号～議案第81号 議員提出議案第2号 閉会	午前10時

令和3年第4回
利根町議会定例会会議録 第1号

令和3年12月2日 午前10時開会

1. 出席議員

2番	山崎誠一郎君	8番	井原正光君
3番	片山啓君	9番	五十嵐辰雄君
4番	大越勇一君	10番	若泉昌寿君
5番	石井公一郎君	11番	船川京子君
6番	石山肖子君	12番	新井邦弘君
7番	花嶋美清雄君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	佐々木喜章君
教育長	海老澤勤君
総務課長兼防災危機管理課長	飯塚良一君
政策企画課長	川上叔春君
財政課長	蜂谷忠義君
税務課長	大越達也君
住民課長	久保田政美君
福祉課長	三好則男君
子育て支援課長	花嶋みゆき君
保健福祉センター所長	狩谷美弥子君
生活環境課長	飯田喜紀君
保険年金課長兼国保診療所事務長	直江弘樹君
農業政策課長兼農業委員会事務局長	近藤一夫君
建設課長	中村敏明君
まち未来創造課長	青木正道君
会計課長	田口輝夫君
学校教育課長	中村寛之君
生涯学習課長	桜井保夫君

指 導 課 長 池 田 恭 君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 大 越 聖 之
書 記 荒 井 裕 二
書 記 野 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

2 番 山 崎 誠一郎 君
3 番 片 山 啓 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和3年12月2日（木曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
日程第3 議案第66号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第67号 利根町副町長定数条例
日程第5 議案第68号 利根町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
日程第6 議案第69号 利根町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例
日程第7 議案第70号 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例
日程第8 議案第71号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第9 議案第72号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第73号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第6号）
日程第11 議案第74号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第12 議案第75号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第76号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）
日程第14 議案第77号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第15 議案第78号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第16 議案第79号 利根町教育委員会委員の任命について
日程第17 委員会提出議案第3号 町長の専決処分事項の指定に関する条例

日程第18 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第66号
- 日程第4 議案第67号
- 日程第5 議案第68号
- 日程第6 議案第69号
- 日程第7 議案第70号
- 日程第8 議案第71号
- 日程第9 議案第72号
- 日程第10 議案第73号
- 日程第11 議案第74号
- 日程第12 議案第75号
- 日程第13 議案第76号
- 日程第14 議案第77号
- 日程第15 議案第78号
- 日程第16 議案第79号
- 日程第17 委員会提出議案第3号
- 日程第18 休会の件

午前10時00分開会

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、令和3年第4回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（新井邦弘君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

陳情を3件、受け付けております。

また、監査委員より、令和3年8月分から令和3年10月分の現金出納検査の結果報告がありましたので、それぞれの写しをタブレットの会議システムに掲載しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により，

2番 山崎 誠一郎 議員

3番 片山 啓 議員

を指名いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は，本日から12月10日までの通算9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め，そのように決定いたしました。

なお，会期の内訳は，タブレットの会議システムに掲載しております。

○議長（新井邦弘君） 審議に入るに当たり，行政報告及び提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） おはようございます。令和3年第4回利根町議会定例会を招集しましたところ，議員の皆様方には御出席を賜り，誠にありがとうございます。

初めに，新型コロナウイルス感染症についてですが，全国的にワクチン接種が進んだこともあり，緊急事態宣言等の全面解除以降も低い水準で保たれております。このような背景もあり，経済活動も活発化，国全体の元気も戻りつつあると感じております。

ただ，先日，国内でも感染が確認された新たな変異ウイルスであるオミクロン株については，懸念される変異株として位置づけられており，政府による水際対策の強化や感染防止対策の強化など新たな措置が取られております。

今後も町民の皆様におかれましては，ワクチン接種が済んでいる方も含め，引き続き，マスクの着用，手指衛生，ゼロ密や喚起といった基本的な感染予防対策の徹底をお願いしたいと思います。

それでは，提出議案の総括説明に先立ちまして，町政等の一端を申し上げます。

まず，国内の経済情勢に着目いたしますと，内閣府が11月に公表した月例経済報告では，国内の景気全体の現状について，新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの，引き続き持ち直しの動きに弱さが見られるとしています。個人消費の判断についても，一部に弱さが残るものの，持ち直しの動きが見られるとし，1年1か月ぶりに上昇修正しており，先行きについては，経済，社会活動が正常化に向かう中で，

各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要があるとしております。

町といたしましても、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、地域経済や住民生活の支援に努めてまいります。

こうした中、国内外の感染動向やワクチン効果の持続時間、科学的知見などを踏まえ、国はワクチンの追加接種の実施を決定しました。対象となる方は、2回目接種完了日から原則8か月以上経過した18歳以上の方で、1回の追加接種を行います。接種券については、8か月を経過した方から順次、発送いたしますが、優先接種の対象であった医療従事者等の方には既に発送しており、各医療機関で接種できる体制を整えております。高齢者の方につきましては、来年2月上旬に発送を予定しており、接種券が届いてから予約を取り、接種していただくようになります。接種に当たりましては、町内の医療機関に御協力をいただきまして、安全かつ円滑に進められるよう体制整備を図ってまいります。

次に、これまでの主な事業の進捗状況等について御報告申し上げます。

町民の皆様との対話を大切に、その声を町政に反映させる対話型行政を推進するため、1月29日に利根町文化センターにおいて町政懇談会を開催いたします。町政懇談会では、主要事業や公約に関する取組状況を報告し、町民の皆様と意見交換を行いたいと考えております。

続きまして、テレワークを活用した移住の促進及び町内における新しい働き方の普及を目的として、コワーキングスペースを10月より図書館2階に開設いたしました。現在のところ、パソコンやタブレット端末を持ち込んでの作業や自主学習のスペースとして、図書館の利用者を中心に若い世代から高齢の方まで多くの方に御利用いただいております。今後につきましても、広報紙等での周知を行い、さらなる利用促進を図ってまいります。

次に、まちなか・商店街活性化事業の一環として、町内で起業、開業を目指す方を対象に経営に必要な知識を学んでいただくため、とねまち起業塾を開催しております。今年度は全5回を予定しており、先月27日には第1回目が開催されたところです。今後も、地域や商店街の活性化を目的とした包括的な総合支援の取組を推進してまいります。

次に、利根西部地区基盤整備事業についてですが、10月29日に工事の安全祈願祭が執り行われ、第1期の羽根野地区より工事が始まりました。来年は、早尾、横須賀地区と順次、工事に入る予定で事業を進めております。

最後に、防災関連についてですが、大規模な災害が発生した際に、医薬品、食料品、日用生活品などの物資を被災住民に迅速かつ円滑に調達し供給するために、10月、11月に、町内ドラッグストアの株式会社マツモトキヨシ利根店及び株式会社サンドラッグの2社と災害時における物資の供給協力に関する協定を締結しました。この協定の締結により、今後起こり得る災害への備えや対応において、とても心強いものになったと思っております。

続きまして、本日提出いたしました議案の総括説明を行います。

今期定例会におきましては、新規条例制定が3件、条例改正が4件、補正予算が6件、その他人事案件が1件、合計で14件の案件の御審議をお願いするものでございます。

議案第66号は利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例で、特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会議員の報酬を改めたいので提案するものでございます。

議案第67号は利根町副町長定数条例で、部長職を置かない当町にとって、副町長は町政の円滑な運営に必要な職であるため、地方自治法第161条第2項の規定により、副町長の定数を定め、利根町副町長を置かないことの条例を廃止したいので提案するものです。

議案第68号は利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例で、常勤の特別職の給与及び旅費を一本化することに加え、特別職報酬等審議会の答申に基づき、町長及び教育長の給料を改めるとともに、副町長の給料を定めたいので提案するものであります。

議案第69号は利根町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例で、教育長の給与、利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例で定めることに伴い、勤務時間その他勤務条件を利根町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例へと一本化して、新たな条例として定めたいので提案するものであります。

議案第70号は利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による情報提供等記録を訂正した際の通知先の変更及び条項の新設に伴い、条例における通知先及び引用条項を改めたいので提案するものでございます。

議案第71号は利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例で、健康保険施行令等の一部が改正されることにより、利根町国民健康保険条例の出産一時金の規定を改めたいので提出するものであります。

議案第72号は利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例で、茨城県国民健康保険運営方針に基づき、県市町村の賦課方式を所得割、均等割の2方式に統一することから、当町においても、これに合わせた賦課方式に改めたいので提案するものであります。

議案第73号は令和3年度利根町一般会計補正予算（第6号）で、歳入歳出それぞれ1億1,293万3,000円を追加し、総額を63億6,174万5,000円とするものでございます。

継続費補正については、既に継続費として設定している土地評価資料作成業務委託について総額及び年割額の変更をするもので、繰越明許費については、感染症予防対策事業ほか2件を設定するものでございます。また、債務負担行為補正については、来年度当初から業務を行うため、事前に契約等の準備が必要なものについて、103件を追加し、地方債補正については、過疎対策事業債の限度額を変更するものでございます。

議案第74号は令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）で、事業勘定の歳入歳出にそれぞれ64万1,000円を追加し、総額を21億3,338万円とし、また、施設勘定の歳入歳出それぞれ152万8,000円を追加し、総額を1億4,212万2,000円とし、債務負担行為を追加するものであります。

議案第75号は令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、債務負担行為を設定するものであります。

議案第76号は令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）で、債務負担行為を設定するものであります。

議案第77号は令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ1億494万5,000円を追加し、総額を16億4,027万2,000円とし、債務負担行為を追加するものであります。

議案第78号は令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ259万9,000円を追加し、総額を5億4,544万とするものであります。

議案第79号は利根町教育委員会委員の任命についてで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得るために提案するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から御説明いたしますので、お手元の議案書により御審議の上、何とぞ適切なる御判断を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 行政報告及び総括説明が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 日程第3、議案第66号 利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例から、日程第9、議案第72号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例までの7件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第66号から議案第70号について、飯塚総務課長。

〔総務課長兼防災危機管理課長飯塚良一君登壇〕

○総務課長兼防災危機管理課長（飯塚良一君） まず、補足説明の前に、議案第66号から議案第69号につきましては条例の一部改正と条例の統廃合が混在いたしますので、お手元に配付の補足説明資料により関係性を説明後、各条例の補足説明をさせていただきます。

本日お配りいたしました補足説明資料、こちらのほうを御覧ください。

まず、議案第66号は利根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、特別職報酬等審議会の答申に基づき、報酬額を改定するもので、この改正により影響を受ける条例はございません。

次に、議案第67号は利根町副町長定数条例でございますが、新規条例になります。これに関しまして、附則において、副町長を置かないことの条例を廃止するとともに、利根町政治倫理条例及び特別職報酬等審議会条例中に、副町長の文言を追加する一部改正を行っ

ております。

次に、議案第68号は利根町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例を新規制定するもので、附則において廃止する利根町長の給与及び旅費に関する条例と利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例のうち、教育長の給与に関する部分を組み入れ、さらに、報酬等審議会の答申に基づく給料月額に改定し、新規条例といたします。

最後に、議案第69号は利根町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例を新規制定するもので、議案第68号で廃止しました教育長の勤務時間及びその他の勤務条件に関する部分と附則において廃止する利根町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を統合し、新規条例とするものでございます。

議案第66号から議案第69号の相関関係は以上ようになります。

それでは、議案第66号から補足して御説明いたします。

議案第66号をお願いします。

提案理由でございますが、特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会議員の報酬を改めたいので提案するものでございます。

参考資料の新旧対照表をお願いいたします。

第2条の議員報酬の月額でございますが、議長30万円を35万円に、副議長26万円を31万円に、議員25万円を30万円に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第67号をお願いいたします。

提案理由でございますが、部長職を置かない当町にとって、副町長は調整の円滑な運営に必要な職であるため、地方自治法第161条第2項の規定により、副町長の定数を定め、利根町副町長を置かないことの条例を廃止したいので提案するものでございます。

利根町副町長定数条例でございますが、副町長の定数は1人とするものでございます。

附則といたしまして、第1項では施行期日を令和4年4月1日から施行するものとし、第2項では利根町副町長を置かないことの条例を廃止するものです。

第3項、第4項につきましては、参考資料の新旧対照表をお願いいたします。

第3項の利根町政治倫理条例の一部改正では、第1条中の教育長を副町長及び教育長に、及び議会議員を並びに町議会議員に改めるものでございます。

第4項の利根町特別職報酬等審議会条例の一部改正では、町長の次に副町長を加える改正を行うものでございます。

次に、議案第68号をお願いいたします。

提案理由でございますが、常勤の特別職職員の給与及び旅費を一本化することに加え、特別職報酬等審議会の答申に基づき、町長及び教育長の給料を改めるとともに、副町長の

給料を定めたいので提案するものでございます。

条例の題名でございますが、お手元の議案書のとおり、利根町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例でございます。

条例の目的でございますが、第1条でございますように、特別職に属する職員の給与及び旅費について定めることを目的とするものでございます。それぞれ従前の条例の規定を継承し一本化していることから、給与、手当、旅費の支払い等に関する取扱いの変更はございませんが、副町長定数条例及び特別職報酬等審議会の答申に基づく改正がございます。

その改正点でございますが、第1条では条例の適用範囲を町長、副町長、教育長としております。

第3条ではそれぞれの給料月額を、2ページの別表第1をお願いします、別表第1でございますが、町長78万7,000円、副町長61万円、教育長54万8,000円としております。

第8条各号は車賃等の旅費に関する規定で、3ページの別表第2、別表第3において、町長、副町長及び教育長を同一区分としております。

2ページに戻っていただきまして、附則でございますが、第1項の施行期日は令和4年4月1日から施行するものとし、第2項では利根町長の給与及び旅費に関する条例を廃止し、第3項では利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例をそれぞれ廃止するものでございます。

次に、議案第69号をお願いいたします。

提案理由でございますが、教育長の給与を利根町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例で定めることに伴い、勤務時間その他の勤務条件を利根町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例と一本化して、新たな条例として定めたいので提案するものでございます。

条例の題名でございますが、利根町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例でございます。

この条例の目的でございますが、教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関し、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は勤務時間その他の勤務条件、第3条では職務に専念する義務の免除に関し規定しております。それぞれ従前の条例の規定を継承し一本化していることから、第2条に規定する教育者の勤務時間その他の勤務条件、第3条に規定する職務に専念する義務の特例に関する取扱いについての変更はございません。

附則でございますが、第1項の施行期日は令和4年4月1日から施行するものとし、第2項では利根町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を廃止するものでございます。

次に、議案第70号 利根町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、補足して御説明いたします。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正による情報提供等記録を訂正した際の通知先の変更及び条項の新設に伴い、条例における通知先及び引用条項を改めたいので提案するものでございます。

それでは改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

1 ページをお願いします。

第30条は個人情報の訂正を実施した場合の情報提供先への通知に関する規定でございます。提供先となる総務大臣を内閣総理大臣に改めるものでございます。また、法律改正に伴う号のずれにより、第19条第7号及び同条第8号をそれぞれ第19条第8号及び同条第9号に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第71号及び議案第72号について、直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第71号 利根町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、健康保険法施行令等の一部の改正により、利根町国民健康保険条例の出産育児一時金の規定を改めたいので提案するものでございます。

出産育児一時金につきましては、公益財団法人日本医療機能評価機構が運営する産科医療補償制度の掛金が令和4年1月1日から見直されることによるものです。

現行の掛金は1万6,000円から4000円減額の1万2,000円になることから、出産育児一時金の額を一部改めるものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりまして御説明申し上げます。

第7条は出産育児一時金に関する規定で、出産育児一時金の額を40万4,000円から40万8,000円に改めるものでございます。

附則といたしましては、この条例は令和4年1月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第72号 利根町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について補足して御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、提案理由にありますように、茨城県国民健康保険運営方針に基づき、茨城県内市町村の賦課方式を所得割、均等割の2方式の統一を目指しておりました。当町においても令和4年度から2方式で賦課方法を改めたいので提案するものでございます。

今回の改正に至った経緯ですけれども、利根町国民健康保険の被保険者に係る税率及び

税額は、平成20年度に所得割、資産割、均等割、平等割の4方式の税率及び税額が改正されました。その後、平成26年度からは資産税割が廃止され、所得割、均等割、平等割の3方式に改正されましたが、税率及び税額は改正されずに現在に至っております。

保険給付の運営は、平成30年度以前は市町村単位で運営を行っておりましたが、平成30年度からは茨城県が運営の責任主体に代わりまして、県へ医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の事業納付金を納入しております。現在、県全体の国保の被保険者数は年々減少傾向により、医療給付費等に関わる納付金も減少傾向であります。後期高齢者医療制度に加入している被保険者は年々増加傾向でありまして、後期高齢者医療制度の保険支援金額は年々増加しております。介護保険制度事業におきましては、2号保険料の持ち出し分の増加など茨城県の医療費や各保険制度の納付金の財政状況が関わっておりますことから、現状を踏まえた各納付金額を見合った税率、税額を見直しによるものです。

当町においては、1人または2人世帯の低所得者が増加している現状でありまして、令和3年10月現在の国保世帯数の約90.7%を占めていることから、世帯平等割額の負担が大きく、税の公平性を踏まえ、世帯平等割の廃止により、1人当たりの税額と賦課内容が分かりやすくなり、低所得者世帯の負担額を減らすことができること、また、世帯平等割の廃止に伴う財政状況につきましては、過去の決算時では、茨城県への納付金額の状況と現在の町国保財政状況による繰越金が発生している状況などを勘案し、また、国保財政調整基金の残高の状況から、国保会計の当面、国保財政調整基金の繰入れ等によりまして、財政運営が見込まれる現状でございます。

それでは改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。

表の見方として、左側が現行、右側が改正案となっております。

1 ページ目の第2条は課税額に関する規定でございます。国民健康保険税は基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額を合わせた額となります。

第2項は基礎課税額の算定内容でありまして、今回の改正で、世帯別平等割の廃止により、現行では並びにを、改正では及びに字句を改め、現行の及び、世帯別平等割を削るものでございます。

第3項の後期高齢者支援金等課税額と第4項の介護納付金課税額は、第2項で説明した内容と同様となります。

2 ページをお開き願います。

第3条の見出しについてですけれども、規定の明確化をするため、国民健康保険の被保険者に係るの次に基礎算定額を加えるものでございます。

次に、第5条は国民健康保険の被保険者に係る税率及び税額に関する規定で、先ほど第2条第2項で節御説明いたしました世帯別平等割額を廃止するもので、及び世帯別平等割額を削るものでございます。

第5条の2は基礎課税額における国民健康保険の被保険者に係る世帯平等割額に関する

規定で、今回の改正による廃止により、第5条の2を削るものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

第5条の5及び第5条の6は後期高齢者支援金等の税率、税額と世帯平等割額についてですが、先ほど説明いたしました第5条と第5条の2で説明いたしました内容と同様となります。

第7条の2は介護納付金課税被保険者に係る税率及び課税に関する規定で、世帯別平等割額の廃止により、及び世帯別平等割額を削るものでございます。

第11条は納税義務者の発生、消滅等に伴う課税に関する規定でありまして、規定の整備により、第1項中を同条をその減額後に改めるものでございます。

4ページをお開き願います。

第21条は国民健康保険税の減額に関する規定でありまして、規定の整備により、第1号の中に法703条の5を法703条の5第1項に改め、特定同一世帯所属者の次に規定を追加するものでございます。

5ページをお願いいたします。

同号アは基礎課税額の被保険者に係る均等割額の7割減額の規定でありまして、規定の明確化のため、同号アの語句を加え、1人当たりの減額する額は1万4,700円を1万9,600円に改めるものでございます。

次の同号イは今回の改正で廃止する世帯別平等割額に関する規定なので、削除となります。

次の同号ウは後期高齢者支援金等課税被保険者に係る均等割額の7割軽減の規定でありまして、1人当たり減額する額は3,500円を9,380円に改め、また、同号ウを同号イに改めるものでございます。

6ページをお開き願います。

同号エは今回の改正で廃止する世帯別平等割額に関する規定なので、削除するものでございます。

同号オは介護納付金課税被保険者均等割額に係る7割軽減の規定でありまして、1人当たり減額する額は6,300円を1万1,340円に改め、また、同号オを同号ウに改めるものでございます。

次の同号カは今回の改正で廃止する世帯別平等割額に関する規定なので、削除するものでございます。

次に、第2号は前号で説明いたしました内容と同様でありまして、被保険者の均等割額の5割軽減に関する規定で、字句の、及び1人当たりの減額する額を改めるものでございます。

同号アは基礎課税額の被保険者に係る均等割額を5割軽減で、1人当たり減額する額は1万500円を1万4,000円に改めるものでございます。

同号イは今回の改正で廃止する規定になりますので、削除いたします。

7ページをお願いいたします。

同号ウは後期高齢者支援金等課税被保険者に係る均等割額の5割軽減の規定でありまして、1人当たり減額する額は2,500円を6,700円に改め、また、同号ウを同号イに改めるものでございます。

同号エは今回の改正で廃止する規定になりますので、削除をするものでございます。

同号オは介護納付金課税被保険者均等割額に係る5割軽減の規定でありまして、1人当たりの減額する額は4,500円を8,100円に改め、また、同号オを同号ウに改めるものでございます。

同号カは今回の改正で廃止する規定により、削除するものでございます。

次の第3号は前号で説明した内容と同様でありまして、被保険者均等割額の2割軽減に関する規定で、字句の、及び1人当たりの減額する額を改めるものでございます。

8ページをお開き願います。

同号アは基礎課税額の被保険者に係る均等割額を2割軽減で、1人当たり減額する額を4,200円を5,600円に改めるものでございます。

同号イは今回の改正で廃止する規定になりますので、削除するものでございます。

同号ウは後期高齢者支援金等課税被保険者に係る均等割額を2割軽減の規定でありまして、1人当たり減額する額は1,000円を2,680円に改め、また、同号ウを同号イに改めるものでございます。

次の同号エは今回の改正で廃止する規定になりますので、削除するものでございます。

同号オは介護納付金課税被保険者均等割額に係る2割軽減の規定でありまして、9ページになりますけれども、1人当たり減額する額は1,800円を3,240円に改め、また、同号オを同号ウに改めるものでございます。

同号カは今回の改正で廃止する規定により、削除するものでございます。

次に、附則でございますが、第2項は規定の整備により、字句を改めるものでございます。

10ページをお開き願います。

別表第1、国民健康保険被保険者に係る税率及び税額でございます。

現行では所得割は100分の6.6、被保険者均等割は1人につき2万1,000円、世帯平等割1世帯について2万1,500円を、改正案では所得割は100分の5.0、被保険者均等割は2万8,000円に改めまして、世帯平等割を廃止するものでございます。

別表2は、後期高齢者支援金等課税被保険者に係る税率及び税額でございます。

現行は所得割は100分の1.5、被保険者均等割1人につき5,000円、世帯平等割は1世帯について5,500円を、改正案では所得割は100分の2.5、被保険者均等割は1万3,400円に改めまして、世帯平等割を廃止するものでございます。

別表第3の介護納付金課税被保険者に係る税率及び税額でございます。

現行は所得割は100分の1.3、被保険者均等割は1人につき9,000円、世帯平等割は1世帯について7,000円を、改正案では所得割は100分の1.8、被保険者均等割は1万6,200円に改めまして、世帯平等割は廃止するものでございます。

別表1から別表3を合算しますと、所得割で100分の9.4から100分の9.3、被保険者均等割は3万5,000円から5万7,600円、世帯割は3万4,000円が廃止するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項は施行日でございますして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

第2項は適用区分でございますして、改正後の利根町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第66号から議案第72号までの7件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月10日に質疑、討論、採決をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開を11時5分とします。

午前10時49分休憩

午前11時05分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（新井邦弘君） 日程第10、議案第73号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第6号）から日程第15、議案第78号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの6件を一括議題とし、補足説明を求めます。

議案第73号について、蜂谷財政課長。

〔財政課長蜂谷忠義君登壇〕

○財政課長（蜂谷忠義君） 議案第73号 令和3年度利根町一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第2表、継続費補正でございます。

款2総務費、項2徴税費、事業名が土地評価資料作成業務委託は、契約締結により額が確定したため、総額を118万5,000円減額し、1,920万6,000円とするものでございます。年割

額につきましては記載のとおりでございます。

次に、第3表、繰越明許費でございます。

款4衛生費、項1保健衛生費、事業名が感染症予防対策事業で5,245万4,000円の計上でございます。これは、3回目の新型コロナワクチン接種が来年度にわたり実施となる見込みのため、繰り越すものでございます。

次に、款7土木費、項1道路橋梁費、事業名が道路改良工事事業で1,500万円の計上でございます。これは、立木地内の町道112号線の道路改良工事で、ボックスカルバートを敷設するための仮設工事の設計に不測の日数を要したため、繰り越すものでございます。

次に、款9教育費、項2小学校費、事業名が小学校統合事業で9,145万8,000円の計上でございます。これは、布川小学校におけるエレベーター棟エレベーター及びバリアフリートイレになります。その新設工事について、今年度、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金の交付決定を受けたため、今回の補正予算に計上したところですが、年度内に事業完了が見込めないことから、事業費全額を翌年度へ繰り越すものでございます。

6ページをお開き願います。

第4表、債務負担行為補正でございます。

これは、令和4年4月から業務を実施したいため、債務負担を行うものでありまして、最初の議会会議録作成業務委託から、10ページをお開き願います、上から11番目の弁護士相談等業務委託までの94件の事業につきましては、期間としましては令和3年度から令和4年度まででございます。

次の戸籍附票システムソフトウェア保守業務委託からコピー機賃貸借再リース、生涯学習センターまでの3件の事業につきましては令和3年度から令和5年度まで、固定資産管理地図情報システム利用料につきましては令和3年度から令和6年度まで、高齢者等買い物弱者移動販売事業補助金につきましては令和3年度から令和7年度まで、印刷機等賃貸借、小学校から印刷機賃貸借、中学校モノクロ印刷機の3件の事業につきましては令和3年度から令和8年度まで、財務会計システム賃貸借につきましては令和3年度から令和9年度まで、それぞれの限度額については記載のとおりでございます。

11ページを御覧願います。

第5表、地方債補正でございます。

起債の目的が過疎対策事業債で、利根北部地区基盤整備事業及び利根西部地区基盤整備事業の事業費、小型動力消防ポンプ積載車2台の購入費用、図書館空調設備改修工事設計業務委託料が確定したことによるものと、それと新たに、学校施設整備事業において、今年度、国庫補助金で学校施設環境改善交付金の交付が決定したことにより事業実施をするため、限度額を2,960万円増額し4億1,350万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率及び償還方法につきましては、変更はございません。

15ページをお開き願います。

続きまして、歳入につきまして御説明申し上げます。

款14国庫支出金，項1国庫負担金，目1民生費国庫負担金は437万円を増額するもので、内訳としまして、節1社会福祉費負担金は当初見込みより障害児施設給付費が伸びているため633万4,000円の増額，節2児童福祉費負担金は子どものための教育・保育給付費交付金で、当初の見込みより入所児童が少なかったことにより391万2,000円を減額，節4児童手当負担金は当初見込みより出生者数が多かったこと及び支給対象児童の転出が少なかったことにより194万8,000円の増額でございます。

次に、目2衛生費国庫負担金は4,018万7000円を増額するもので、節1保健衛生費国庫負担金で、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用の計上による増額となります。

項2国庫補助金，目1総務費国庫補助金は29万2,000円を増額するもので、社会資本整備総合交付金で、新築マイホーム取得助成金の申請が当初見込みより増えたことによるものでございます。

次に、目2民生費国庫補助金は344万9,000円を減額するもので、内訳としまして、節2児童福祉費補助金は令和4年度に改正する児童手当制度を事前に周知するための事務費の計上により5万1,000円の増額，節4低所得子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金は見込みより非課税世帯の支給対象児童数が少なかったことにより350万円の減額となります。

次に、目3衛生費国庫補助金は3,465万4,000円を増額するもので、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制確保の費用計上による増額となります。

次に、目5教育費国庫補助金は1,424万5,000円を増額するもので、布川小学校における障害児等対策として、エレベーター棟エレベーター及びバリアフリートイレ新設工事に係る学校施設環境改善交付金の増額をするものでございます。

次に、目6農林水産業費国庫補助金は229万6,000円を増額するもので、担い手への農地集積・集約化に協力する農家の数が当初見込みより大幅に増加したことにより、機構集積協力金交付事業費補助金の増額をするものです。

款15県支出金，項1県負担金，目1民生費県負担金は129万9,000円を増額するもので、内訳としまして、節1社会福祉費負担金で国庫負担金と同様に、障害児施設措置費負担金で316万7,000円の増額，節4児童福祉費負担金で国庫補助金と同様に、子どものための教育・保育給付費負担金で210万1,000円の減額，節5児童手当負担金で国庫補助金と同様に、児童手当負担金で23万3,000円の増額でございます。

項2県補助金，目2民生費県補助金は39万1,000円を増額するもので、内訳としまして、節2老人福祉費補助金で、高齢者等買い物弱者移動販売事業の費用が見込みより少なくなるため、高齢者等生活環境づくり支援事業費補助金を34万9,000円の減額，16ページをお開き願います，節4児童福祉費補助金は保育の必要のない満3歳以上の子供の入所が見込

みより増えたため、子どものための教育・保育給付費地方単独費用補助金で74万円を増額するものでございます。

款17寄附金，目2総務費寄附金は600万円を増額するもので，がんばる利根町応援寄附金（ふるさと納税）の寄附額が当初見込みより増えていることによる増額でございます。

款18繰入金，項1基金繰入金，目1財政調整基金繰入金は1,951万6,000円を減額するもので，今回の補正予算の財源調整でございます。

項2特別会計繰入金，目4後期高齢者医療特別会計繰入金は254万4,000円を増額するもので，令和2年度の後期高齢者医療療養給付費負担金の精算確定に伴い，増額補正をするものでございます。

款20諸収入，目3雑入は2万円を増額するもので，内訳としまして，利根親水公園駐車場に自動販売機を設置したことによる事業者からの電気料金として2万4,000円を増額，税務課において，会計年度任用職員が退職したことによる雇用保険料個人負担金立替分4,000円の減額でございます。

款21町債，目3過疎対策事業債は2,960万円を増額するもので，利根北部地区基盤整備事業が230万円の増額，利根西部地区基盤整備事業が2,620万円の減額，消防設備整備事業が340万円の減額，図書館整備事業が2,030万円の減額で，それぞれ事業費の確定によるもので，学校施設整備事業については，先ほど説明しました，今年度，国庫補助金で学校施設環境改善交付金の支給が決定したことにより，継続事業として事業実施をするための7,720万円の増額でございます。

18ページをお開き願います。

続きまして，歳出でございますが，款2総務費，項1総務管理費，目3財政管理費は411万3,000円を増額するもので，がんばる利根町応援寄附募集事業で寄附者が当初見込みより増えていることから，返礼品代及びそれに伴う通信運搬費手数料を増額するものでございます。

次に，目5財産管理費は166万3,000円を減額するもので，庁舎管理（コロナ交付金）で，庁舎トイレ手洗い自動水栓改修工事，庁舎カウンターパーテーション設置工事の費用及び足踏み式消毒液スタンドの購入費用が確定したことによる減額でございます。

次に，目7地域振興費は65万円を増額するもので，定住促進事業で，新築マイホーム取得助成金の申請者が当初見込みより増えていることによる増額でございます。

次に，目9行政事務改善費は5,000円を減額するもので，電子自治体推進事業（コロナ交付金）で，ウェブ会議用ディスプレイの購入費用の確定による減額でございます。

19ページを御覧願います。

項2徴税费，目1税務総務費は11万円を減額するもので，住民税事務費及び固定資産税事務費は，新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた研修が中止となったため，旅費，職員研修負担金の減額でございます。

次に、目2賦課徴収費は203万7,000円を減額するもので、住民税等賦課事務費は印刷製本費の契約差金、通信運搬費は納税通知書の発送通数が見込みより減少したことによる減額でございます。

固定資産税賦課事務費は通信運搬費が、納税通知書の重量が見込みより軽量だったこと、土地評価資料作成業務委託は契約差金が発生したことによる減額でございます。

徴収事務費は会計年度任用職員が退職したことによる人件費等の減額、20ページをお開き願います、それと、郵便発送通数が見込みより減少したことによる通信運搬費の減額でございます。

徴収事務費（コロナ交付金）は、預貯金等照会システムの導入時期が2か月遅れたことによる減額でございます。

項3戸籍住民登録費、目1戸籍住民登録費は39万6,000円を減額するもので、法務省から、戸籍システムの符合取得関連作業が令和4年度に変更になる旨の通知があったことによる減額でございます。

21ページを御覧願います。

項4選挙費、目4町長選挙費は271万5,000円を減額するもので、7月4日に執行された町長選挙執行経費が確定したため、不用額を減額するものでございます。

22ページをお開き願います。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は1,268万6,000円を増額するもので、障害者手帳診断手数料補助事業で当初見込みより障害者手帳の申請が増えたこと、障害福祉サービス事業で、歳入でも御説明しました、利用者の増による障害児施設措置費の伸びにより1,266万6,000円の増額でございます。

次に、目2老人福祉費は69万9,000円を減額するもので、高齢者等買い物弱者移動販売事業で、歳入でも御説明いたしました、JA水郷つくばに支払う移動販売事業に係る委託料が見込みより少なくなるため、減額するものでございます。

次に、目6医療福祉費は92万8,000円を増額するもので、医療福祉事業で令和2年度分の医療福祉費県補助金の精算確定により返還金が生じたため、増額するものでございます。

次に、目8介護保険費は1,311万9,000円を増額するもので、介護保険特別会計繰出金で当初見込みより介護給付が増えたことにより、町負担分について増額するものでございます。

次に、目10保健福祉センター費は15万円を増額するもので、保健福祉センター運営事業で、コピー機の使用が当初見込みより増えたことにより、増額するものでございます。

23ページを御覧願います。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は531万4,000円を減額するもので、児童手当交付事業事務費で、児童手当の特例給付に関する令和4年度の制度改正について、事前に受給者に周知する費用として5万1,000円の増額、子育て世帯への臨時特別給付金給付

事業で令和2年度の事業費確定により返還金が生じたため23万5,000円の増額、低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業で非課税世帯の支給対象児童が当初見込みより少なかったため給付金350万円の減額、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（コロナ交付金）で非課税世帯の支給対象児童が当初見込みより少なかったため給付金210万円の減額をするものでございます。

次に、目2児童措置費は16万7,000円を減額するもので、保育所委託料支給事業で866万円の減額で、文間保育園においては当初見込みより入所児童が少なかったことにより997万4,000円の減額、東文間保育園については当初見込みより入所児童が多かったことにより131万4,000円の増額でございます。

24ページをお開き願います。

保育所等補助金事業は、令和元年度保育対策総合支援事業費補助金の確定に伴う返還金で46万8,000円の増額、児童手当交付事業は当初見込みより出生者数が多かったこと及び支給対象児童の転出が少なかったため、支給額が増えたことにより、児童手当として241万5,000円の増額、施設型給付費支給事業は511万3,000円の増額をするもので、布川保育園は当初見込みより入所児童が多かったことにより570万円の増額、二葉幼稚園は同様に85万1,000円の増額、大和幼稚園は当初見込みより入所児童が少なかったことにより353万2,000円の減額、管外の幼稚園については当初見込みより入所児童が多かったことにより209万4,000円の増額でございます。

施設等利用給付事業は、令和2年度子育てのための施設等利用給付交付金の額が確定したことにより、返還金として49万7,000円の増額でございます。

次に、目4放課後児童健全育成事業費は4万9,000円を増額するもので、放課後児童対策事業で、令和3年4月から排水規制強化により、文間小児童クラブの浄化槽の清掃、くみ取りの回数を増やすための増額でございます。

25ページを御覧願います。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は15万6,000円を増額するもので、母子保健事業で、令和2年度未熟児療育医療費等国庫負担金の額が確定したことによる返還金の増額でございます。

次に、目2予防費は7,484万6,000円を増額するもので、感染症予防対策事業で、新型コロナワクチン3回目接種に係る体制を確保するため、集団接種時の看護師や医師への謝礼、個別予防接種の委託料、新型コロナワクチン受付事務業務委託料、ワクチン接種券の作成費及び郵送代などの増額でございます。

次に、目4環境衛生費は財源の組替えで、ドッグラン整備事業においてコロナ交付金を充当するものでございます。

26ページをお開き願います。

款5農林水産業費、目3農業振興費は229万6,000円を増額するもので、歳入でも御説明

しました，担い手への農地集積・集約化に協力する農家の数が当初見込みより大幅に増加したことにより，機構集積協力金の増額をするものです。

次に，目5農地費は2,401万8,000円を減額するもので，利根北部地区基盤整備事業で，降雨時に冠水することによりり面が崩壊するおそれがあることから，柵工を行う工事費を町負担分として223万2,000円の増額，利根西部地区基盤整備事業で工事開始に伴い，地権者への賦課が開始されたため，地権者負担分を減額するため2,625万円の負担金を減額するものです。

次に，目6農村環境整備事業費は111万1,000円を増額するもので，利根親水公園維持管理事業で，公園灯5台の新設に係る電気料及び自動販売機の電気料など，今後不足する電気料として17万6,000円の増額，利根親水公園維持管理事業（コロナ交付金）で，親水公園における犯罪予防や快適な空間創出のために防犯カメラの設置，ベンチの新設及び修繕工事費として94万9,000円の増額，集落センター運営事業（コロナ交付金）で，27ページを御覧願います，集落センターのトイレ手洗い自動水栓改修工事の契約差金が生じたことにより1万4,000円の減額をするものです。

款7土木費，目1道路橋梁総務費は2,457万円を減額するもので，道路橋梁関係共通費で，利根北部地区基盤整備地内の道路の移管が遅れていて台帳補正が間に合わないため，道路台帳補正業務委託料の減額でございます。

次に，目2道路維持費は，道路台帳補正業務委託料の減額に伴う財源の組替えでございます。

項3都市計画費，目2公園費は財源の組替えで，利根親水公園の公園等の設置工事において（コロナ交付金）を充当するものです。

款8消防費，目2非常備消防費は221万7,000円を減額するもので，操法運営費で県南南部支部地区操法大会中止のため，各操法運営費用の減額でございます。

28ページをお開き願います。

次に，目3消防施設費は332万8,000円を減額するもので，小型動力消防ポンプ積載車2台を購入した契約差金の減額でございます。

款9教育費，項1教育総務費，目2事務局費は33万円を減額するもので，事務局事業で，新型コロナウイルス感染症対策として，小中学校の児童生徒及び教職員の健康観察アプリLEBERの利用料2か月分として2万1,000円の増額，学校給食運営事業（コロナ交付金）で，町外小学校に就学する児童生徒数が当初見込みより少なかったため，学校給食費補助金35万1,000円の減額でございます。

29ページを御覧願います。

項2小学校費，目1学校管理費は273万2,000円を減額するもので，小学校施設維持補修事業（コロナ交付金）で，小学校の手洗い自動水栓改修工事の契約差金が生じたことにより247万8,000円の減額，小学校運営事業（コロナ交付金）で，各小学校の手洗い用乾電池

式自動手指消毒器の購入において契約差金が生じたことにより25万4,000円の減額でございます。

次に、目4 学校建設費は9,145万8,000円を増額するもので、小学校統合事業で、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金の交付決定を受けたので、エレベーター棟エレベーター及びバリアフリートイレ新設工事の監理業務委託料、工事請負費の増額でございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費は97万4,000円を減額するもので、学校再開に伴う感染症対策、学習支援保障支援事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により修学旅行の延期に伴うキャンセル料の保護者負担額を補充する費用として95万8,000円の増額、中学校施設維持補修事業（コロナ交付金）で、30ページをお開き願います、中学校の手洗い自動水栓改修工事の契約差金が生じたことにより169万4,000円の減額、中学校運営事業（コロナ交付金）で、中学校の手洗い用乾電池式自動手指消毒器等の購入において、契約差金が生じたことにより23万8,000円の減額でございます。

項4 社会教育費、目2 文化センター費は8万6,000円を減額するもので、文化センター管理事業（コロナ交付金）で、文化センタートイレ手洗い自動水栓改修工事費用が確定したことによる減額でございます。

次に、目5 資料館費は5,000円を減額するもので、資料館管理事業（コロナ交付金）で、資料館トイレ手洗い機自動水栓改修工事の費用が確定したことによる減額でございます。

次に、目7 柳田國男記念公苑費は9,000円を減額するものであり、柳田國男記念公苑管理事業（コロナ交付金）で、柳田國男記念公苑手洗い自動水栓改修工事の費用が確定したことによる減額でございます。

次に、目8 図書館費は2,027万3,000円を減額するもので、図書館管理運営事業で、31ページを御覧願います、図書館空調設備改修工事設計業務委託料が確定したことによる減額でございます。

次に、目9 コミュニティセンター費は113万5,000円を減額するもので、コミュニティセンター管理事業で、布川地区コミュニティセンターの指定管理者であるシルバー人材センターに施設の管理をお願いしているところですが、臨時管理人の人件費が見込みより少なかったことにより44万2,000円の減額、コミュニティセンター管理事業（コロナ交付金）で、布川地区コミュニティセンターの空調工事の費用が確定したことによる69万3,000円を減額するものでございます。

項5 保健体育費、目1 保健体育総務費は128万1,000円を減額するもので、保健体育事業で、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントや学校開放事業を中止したため、新型コロナウイルス感染症対策のための消耗品を使う機会が減ったことにより16万円の減額、町民運動会事業で、新型コロナウイルス感染症の影響により町民運動会を中止したことによる大会運営費112万1,000円の減額でございます。

32ページをお開き願います。

款10公債費，目1元金は56万5,000円を減額するもので，災害援護資金貸付事業債の償還額確定による減額でございます。

款11諸支出金，目4がんばる利根町応援基金費は600万円を増額するもので，がんばる利根町応援基金積立金で，当初見込みよりがんばる利根町応援寄附金（ふるさと納税）が増えていることにより，積立金の増額でございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に，議案第74号について，直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは，議案第74号 令和3年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして，補足して御説明申し上げます。

初めに，事業勘定から申し上げます。

6ページをお開き願います。

歳入でございますが，款4繰入金，項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金で64万1,000円の増額でございます。これは，令和2年度の保険給付費等交付金特別交付金が超過交付により返還するため，基金から取り崩すものでございます。

続きまして，歳出でございますが，款8諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目3償還金で64万1,000円の増額でございます。これは，歳入で説明いたしました，令和2年度の保険給付費等交付金特別交付金が超過交付になりましたので，茨城県へ返還するものでございます。

事業勘定は以上でございます。

続きまして，施設勘定について御説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

第2表の債務負担行為補正でございますが，当初の国保診療所機械整備事業委託から，下から2番目の人工呼吸器賃借料までの17件の事業につきましては，令和4年4月から業務を実施したいため，債務負担行為を行うものでございます。期間といたしましては，令和3年度から令和4年度まででございます。

最後のコンピューターエックス線画像診断装置賃借については，令和3年度からは令和8年度まで，限度額につきましては記載のとおりでございます。

次に，12ページをお開き願います。

歳入につきまして御説明申し上げます。

款4繰入金，項2基金繰入金，目1財政調整基金繰入金は519万1,000円を減額するもので，余剰金が出ましたので，基金繰入金へ繰り戻すものでございます。

款7県支出金，項1県補助金，目1茨城県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進協力金は663万9,000円を増額するものでございます。これは，新型コロナウイルスワクチン

個別接種による促進協力金の申請期間、接種者数の確定によるものでございます。内訳といたしましては、週150回以上の接種加算金は3,000円で1,685回、週100回以上の接種加算金は2,000円で792回でございます。

款8 国庫支出金，項1 国庫補助金，目2 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金は8万円を増額するものでございます。これは、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策に要する補助金でございます。

続きまして、歳出でございますが、13ページをお願いいたします。

款1 総務費，項1 施設管理費，目1 一般管理費と次の款2 医業費，項1 医業費，目1 医療用消耗器材費は、補正額はありませんが、財源内訳の変更でございます。

款3 基金積立金，項1 基金積立金，目1 財政調整基金費で152万8,000円を増額するものでございます。これは、余剰金が出ましたので、基金へ積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第75号及び議案第76号について、飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、議案第75号 令和3年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

2ページをお開き願います。

第1表、債務負担行為でございます。

ポンプ施設点検業務委託は町内8か所のマンホールポンプ施設の点検管理を行う業務で、令和4年4月1日から委託したいので設定するものです。期間は令和3年度から令和4年度までで、限度額は92万4,000円でございます。

流量計設置場所清掃業務委託は大房地内にある流量計設置場所の清掃業務で、令和4年4月1日から委託したいので設定するものです。期間は令和3年度から令和4年度までで、限度額は6万6,000円でございます。

流量計設置場所借上料は大房地内にある流量計設置場所の借上料で、令和4年4月1日から土地を借りたいので設定するものです。期間は令和3年度から令和4年度までで、借上げ額は3,000円でございます。

下水道台帳システム使用料は下水道台帳システムの使用料で、令和4年4月1日から使用したいので設定するものです。期間は令和3年度から令和4年度までで、限度額は28万5,000円でございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第76号 令和3年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

2ページをお開き願います。

第1表、債務負担行為でございます。

令和4年度町営霊園環境整備業務委託は霊園内共用部分の清掃及び除草等の業務で、令和4年4月1日から委託したいので設定するものです。期間は令和3年度から令和4年度までで、限度額は193万4,000円でございます。

令和4年度霊園管理システム賃借は霊園管理システムの賃借料で、令和4年4月1日から使用したいので設定するものです。期間は令和3年度から令和4年度までで、限度額は37万円でございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第77号について、三好福祉課長。

〔福祉課長三好則男君登壇〕

○福祉課長（三好則男君） それでは、議案第77号 令和3年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

議案書の4ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為でございます。

介護保険事務処理システム保守業務委託でございますが、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は138万3,000円とするものでございます。

次に、介護保険電算処理業務委託でございますが、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は117万7,000円とするものでございます。

次に、介護事業所台帳管理システム保守業務委託でございますが、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は33万円とするものでございます。

次に、地域包括支援センターシステム保守業務委託でございますが、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は50万5,000円とするものでございます。

次に、地域包括支援センター公用車賃貸借でございますが、期間は令和3年度から令和8年度まで、限度額は330万円とするものでございます。

次に、在宅医療介護連携推進事業委託でございますが、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は73万1,000円とするものでございます。

次に、認知症地域支援推進員設置事業業務委託でございますが、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は49万2,000円とするものでございます。

次に、元気アップ事業業務委託でございますが、期間は令和3年度から令和4年度まで、限度額は161万3,000円とするものでございます。

7ページをお願いいたします。

今回の補正予算の内容についてでございますが、主に介護サービス給付費及び負担金が当初の見込みより増えるために、不足する額、歳入歳出それぞれ1億494万5,000円を増額するものでございます。

歳入の款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分でございますが、1,773万円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護

給付費の国負担分20%分及び施設介護サービス費の国負担分15%分の合計金額となっております。

次に、項2国庫補助金、目3地域支援事業交付金、節1現年度分でございますが、1万5,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する成年後見制度支援事業の成年後見人報酬の増額分に対する国が補助する38.5%の交付金となっております。

次に、款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金、節1現年度分でございますが、2,832万3,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護サービス費の支払基金が交付する27%分の交付金となっております。

次に、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金、節1現年度分でございますが、1,636万2,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護給付費、予防給付費の県が負担する12.5%分の負担金及び施設介護サービス費の県が負担する17.5%分の負担金となっております。

次に、項3県補助金、目2地域支援事業交付金、節1現年度分で、7,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する成年後見制度支援事業の成年後見人報酬の増額分に対する県が補助する19.25%の交付金となっております。

次に、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金、節1現年度分でございますが、1,311万2,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する介護給付費、予防給付費の町が負担する12.5%の負担分となっております。

次に、目4地域支援事業繰入金、節1現年度分でございますが、7,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する成年後見制度支援事業の成年後見人報酬の増額分に対する町負担分19.25%分の繰入金となっております。

8ページをお願いいたします。

項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金でございますが、2,938万9,000円を増額するものでございます。こちらは、今回補正で増額する額の1号被保険者負担分23%の繰入金となっております。

続きまして、歳出でございますが、9ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費、節18の負担金でございますが、2,600万円を増額するものでございます。こちらは、居宅介護サービスの受給者数が増えたことによりサービスの利用者が増加し、負担金が当初の見込額を上回るため、増額補正するものでございます。

次に、目4施設介護サービス給付費、節18の負担金でございますが、6,500万円を増額するものでございます。こちらは、施設介護サービスの受給者数が増えたことによりサービスの利用者が増加し、負担金が当初の見込額を上回るため、増額補正するものでございます。

次に、目8居宅介護サービス計画給付費、節18の負担金でございますが、700万円を増

額するものでございます。こちらは、居宅介護サービスの受給者数が増えたことによりケアプランの作成件数が増加し、負担金が当初の見込額を上回るため、増額補正するものでございます。

次に、項3その他諸費、目1審査支払手数料、節11の役務費でございますが、10万円を増額するものでございます。こちらは、介護サービスの受給者数が増えたことにより審査支払件数が増加し、手数料が当初の見込額を上回るため、増額補正するものでございます。

10ページをお願いいたします。

項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費、節18の負担金でございますが、680万円を増額するものでございます。こちらは、介護サービスの受給者数が増えたことにより高額介護サービスの該当者も増加し、負担金が当初の見込額を上回るため、増額補正するものでございます。

次に、款3地域支援事業費、項1包括的支援事業任意事業、目2任意事業費、節7報償費でございますが、4万円を増額するものでございます。こちらは、裁判所からの成年後見人に対する報酬付与の審判により、当初の予算を超える報酬額が示されたため、不足分について増額補正するものでございます。

次に、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金でございますが、5,000円を増額するものでございます。こちらは、国庫支出金等返還金で、令和元年度及び令和2年度の財政調整交付金の精算に伴う返還金でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 次に、議案第78号について、直江保険年金課長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長直江弘樹君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（直江弘樹君） それでは、議案第78号 令和3年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

最後の4ページをお願いいたします。

歳入でございますが、款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金で5万5,000円の増額でございます。これは、過年度分保険料の還付金が増加により、歳出で増額補正する保険料還付金が後期高齢者医療広域連合から償還されるため、同額を歳入で計上するものでございます。

次に、款3雑入、目3雑入254万4,000円の増額でございます。これは、後期高齢者医療療養給付費等負担金の過年度精算金で、令和2年度の負担金の精算分でございます。

次に、歳出でございますが、款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金で5万5,000円の増額でございます。これは、過年度分保険料の還付金が当初見込みより増加しているため、増額するものでございます。

次に、項2繰出金、目1一般会計繰出金で254万4,000円の増額でございます。これは、

令和2年度後期高齢者医療療養給付費等の負担金の精算に伴い、町負担金の超過分を一般会計に返還するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第73号から議案第78号までの6件は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月10日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第16、議案第79号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とし、補足説明を求めます。

中村学校教育課長。

〔学校教育課長中村寛之君登壇〕

○学校教育課長（中村寛之君） それでは、議案第79号 利根町教育委員会委員の任命につきまして、補足して御説明いたします。

今回同意を求めました石井 豊氏は、現在同職にございますが、令和3年12月31日付で任期満了となることから、引き続き委員に任命したいので、提案理由にもありますように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得るため、提案するものでございます。

1、住所、利根町大字惣新田1747番地。

2、氏名、石井 豊。

3、生年月日、昭和40年7月27日。

なお、略歴等につきましては、参考資料を御参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

議案第79号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月10日に質疑、討論、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第17、委員会提出議案第3号 町長の専決処分事項の指定に関する条例を議題とし、補足説明を求めます。

花嶋議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長花嶋美清雄君登壇〕

○議会運営委員長（花嶋美清雄君） 委員会提出議案第3号 町長の専決処分事項の指定に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに利根町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

地方自治法第180条第1項に規定する「議会の権限に属する軽易な事項」を指定することにより、円滑かつ能率的な行政運営に資することを目的として発案する。

町長の専決処分事項の指定に関する条例

趣旨

第1条、この条例は、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を定めるものとする。

専決事項

第2条、前条の規定による専決処分にすることができる事項は、次のとおりとする。

第1号、町が当事者である和解で、その目的額が1件につき50万円以下のもの。

第2号、法律上、町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が1件につき50万円以下のもの。

第3号、条例の趣旨を変更しない範囲で字句の修正または法令の改正に伴う引用法令名、引用条項等の整理を行う条例の改正。

この引用条項等は、法令の改正に伴う条項のずれ等でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

○議長（新井邦弘君） 説明が終わりました。

委員会提出議案第3号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、今定例会最終日の12月10日に質疑、討論、採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 日程第18、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

明日12月3日から12月5日までの3日間は議案調査のため休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新井邦弘君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回、12月6日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

午後零時08分散会